

3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成29年度)

(単位:人)

都道府県 指定都市	認定者総数		1 平成29年度に研修を受けた者								2 研修受講予定者のうち、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者	3 平成30年度からの研修対象者
	(1+2+3)	うち、平成29年度新規認定者	(1)現場 復帰	(2)依頼 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その 他			
1 北海道	2	(2)										2
2 青森県												
3 岩手県	4	(2)	2	1					1			2
4 宮城県												
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県												
8 茨城県												
9 栃木県												
10 群馬県	1	(1)										1
11 埼玉県	3	(1)	1		1						1	1
12 千葉県	1	(1)	1						1			
13 東京都	8	(2)	5		2	1				2	1	2
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県	7	(3)	4	4								3
18 福井県												
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県												
21 岐阜県	1		1	1								
22 静岡県												
23 愛知県	7	(2)	4	2						2	1	2
24 三重県	4	(1)	3	2					1			1
25 滋賀県	4	(1)	3	2	1							1
26 京都府												
27 大阪府	3	(1)	2		1	1						1
28 兵庫県												
29 奈良県	5	(2)	5	4					1			
30 和歌山県												
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県	3	(1)	2	2								1
34 広島県	1		1						1			
35 山口県	3	(2)	1	1								2
36 徳島県												
37 香川県	1	(1)										1
38 愛媛県	2		2	2								
39 高知県	2		1		1						1	
40 福岡県	1	(1)	1	1								
41 佐賀県												
42 長崎県	1	(1)										1
43 熊本県	1	(1)										1
44 大分県												
45 宮崎県	2	(2)										2
46 鹿児島県	1	(1)	1	1								
47 沖縄県	1		1					1				
48 札幌市	1		1	1								
49 仙台市	4	(2)	2	2								2
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 川崎市												
53 横浜市	5	(2)	2		2						1	2
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市	2	(1)	1	1								1
59 京都市												
60 大阪市	6	(3)	5	1	2				2			1
61 堺市												
62 神戸市	4	(2)	2	2								2
63 岡山市												
64 広島市	1		1	1								
65 北九州市	1		1	1								
66 福岡市												
67 熊本市												
合計	95	(40)	57	33	10	2	1	0	7	4	5	33
(参考)平成28年度合計	108	(44)	68	33	12	2	1	0	18	2	6	34
(参考)平成27年度合計	126	(59)	77	31	18	3	2	2	18	3	6	43

(注1)「(7)その他」の内訳・・・独自の指導力向上研修:2名、病気による研修中止:2名

(注2)「2」は、平成28年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、自己都合退職:2名、分限休職:3名

(注3)「3 平成30年度からの研修対象者」とは、平成29年度に認定され、平成30年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。